

自動的に行われる意思決定の透明性及び “right to explanation”に関する、 Oxford・Alan Turing Instituteの論文と 英国議会の動きについて

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士 三部 裕幸

2017年5月30日

 Atsumi & Sakai

はじめに

• 本書作成の経緯について

- 昨年9月、AIネットワークに関する法制・動向について調査するため英国・ルクセンブルク・ドイツを訪問した
- その後、英国との関係で、次の情報を受領した
 - **Oxford及びAlan Turing Instituteの論文が、英国議会の動きに影響**を与えた
 - **英国議会の下院科学技術委員会**は、**意思決定に係るアルゴリズムの利用**に関する**公的な意見募集**を行った
- 以上の動きは、開発ガイドラインの議論にも関わる重要な点であると思われるので、**当開発原則分科会の議論に供するため事実を報告する目的**で、本書を作成させていただきました。

はじめに

• 本書について

- 本書は、上記事実報告の目的で作成したに過ぎません。そのため、次の点をご了承いただければと思います。
 - 論文の著者全員から、本書作成の許可を得ておりません。
 - 当社会推進会議事務局・弊職・弊事務所において、論文に記載されている見解について何らかの立場を採る（賛同する、反対する、など）という趣旨ではございません。
 - 本書における翻訳では、ニュアンスを含め論文の著者の方々が述べたかった事項を適切に表現できているとは限りません。また、本書では、この分野の研究者の方々が海外の概念を表現するために使用されている述語を使用していない場合がございます。
 - EU一般データ保護規則（GDPR）の翻訳につきましては、原則として次のウェブページによりました。
 - <https://www.jipdec.or.jp/archives/publications/J0005075>

論文の題名と著者

- 題名

- Why a Right to Explanation of Automated Decision-Making Does Not Exist in the General Data Protection Regulation

- https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2903469からアクセス可能

- 著者

- Sandra Wachter
 - Brent Mittelstadt
 - Luciano Floridi

- いずれもOxford Internet Institute又はAlan Turing Institute所属

論文の要旨

- EU一般データ保護規則（GDPR）成立後、自動的・人工的なアルゴリズムシステムによる意思決定の「**説明を求める権利**」（“**Right to Explanation**”）を望む声が高まっている
 - アカウンタビリティや透明性を確保するため
- **しかし、著者らは、GDPRに当該権利が存在し実行可能であるとの議論に疑問**を投げかけている
 - 「情報を与えられる権利」（“Right to be informed”）しかない
 - 「自動化された取扱いに基づいた決定に服しない権利」（“Right not to be subject to automated decision-making”、GDPR22条）によりデータ主体に実際に与えられる保護には疑問がある
- 著者らは、採用されたならば**自動的な意思決定の透明性とアカウンタビリティを改善する立法のステップ**を提案しようとする

論文の構成

1. 序文

2. Right to Explanationにおいて意図されているもの

- 典型的には、特定の意思決定が行われた後にその意思決定についての説明を求めるものとして捉えられている

3. GDPRに“Right to Explanation”が存在しないこと

- 「自動化された取扱いに基づいた決定に服しない権利」 (“Right not to be subject to automated decision-making”) やデータ管理者の通知義務についての議論の混乱
- 「アクセス権」 (“Right to access”) の曖昧さ

4. “Right to Explanation”が存在すると仮定したとしても、その範囲と適用可能性には限界があること

- 一般的に適用可能なRight to Explanationは存在しない

5. 結論

- 自動的な意思決定の透明性とアカウントビリティを改善する立法のステップの提案 (2018年のGDPR施行までに)

2. Right to Explanationにおいて 意図されているもの

- 何についての説明を求めるのか
 - システムの機能 (system functionality)
 - 特定の意思決定 (specific decisions)
- 説明のタイミング
 - 事前 (ex ante)
 - 事後 (ex post)
- クレジットスコアの例
- この分類はGDPR上は不明確なまま

3. GDPRに“Right to Explanation” が存在しないこと

- 論点——以下の規定がRight to Explanationを認めているか
 1. 権利・利益の保護（セーフガード）を定めるGDPR22条3項
 2. 通知義務を定めるGDPR13条・14条
 3. アクセス権を定めるGDPR15条

3. GDPRに“Right to Explanation” が存在しないこと

• 第22条 プロファイリングを含む自動化された個人意思決定

1. データ主体は、当該データ主体に関する法的効果をもたらすか又は当該データ主体に同様の重大な影響をもたらすプロファイリングなどの自動化された取扱いのみに基づいた決定に服しない権利を持つ。
2. 第1項は次に掲げるいずれかの決定には適用されない。
 - (a) データ主体とデータ管理者間の契約締結、又は履行に必要な決定。
 - (b) データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な対策が定められた管理者が従うEU 法又は加盟国の国内法によって認められた決定。
 - (c) データ主体の明示的な同意に基づく決定。
3. 第2項(a)号及び(c)号で定める状況に関して、データ管理者は、**データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な対策**を実施し、少なくとも管理者側で**人を介在させる権利、当該データ主体の観点を表明する権利、及び決定に同意する権利**を実施するものとする。
4. 第2項で定める決定は、第9条第2項(a)号又は(g)号が適用されず、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な対策が機能していないならば、第9条第1項で定める特別な種類の個人データに基づいてはならない。

3. GDPRに“Right to Explanation”が存在しないこと

- (1) 権利・利益の保護（セーフガード）を定めるGDPR22条3項はRight to Explanationを認めているか
 - GDPR22条3項
 - 3. In the cases referred to in points (a) and (c) of paragraph 2, the data controller shall implement suitable measures to safeguard the data subject's rights and freedoms and legitimate interests, at least the right to obtain human intervention on the part of the controller, to express his or her point of view and to contest the decision.
 - 第2項(a)号及び(c)号で定める状況に関して、データ管理者は、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な対策を実施し、少なくとも管理者側で人を介在させる権利、当該データ主体の観点を表明する権利、及び決定に同意する権利を実施するものとする。

3. GDPRに“Right to Explanation”が存在しないこと

- (1) 権利・利益の保護（セーフガード）を定めるGDPR22条3項はRight to Explanationを認めているか
 - 結論：認めていない
 - GDPR22条3項の文言に含まれていない
 - GDPRのRecital 71に記載されている事後の説明を求める権利について22条3項が言及せず = 法的拘束力なし
 - Recital 71 (excerpt): [automated] processing should be subject to suitable safeguards, which should include specific information to the data subject and the right to obtain human intervention, to express his or her point of view, to obtain an explanation of the decision reached after such assessment and to challenge the decision.
 - いわゆる3者間交渉においてもRight to Explanationが採用されなかった経緯がある

3. GDPRに“Right to Explanation” が存在しないこと

- **第13条 データ主体から個人データを収集する場合に提供される情報**
 1. データ主体に係る個人データがデータ主体から収集される場合、管理者は、個人データを取得する際、データ主体に次に掲げるすべての情報を提供するものとする。（中略）
 2. 第1項で定める情報に加え、管理者は、個人データを取得する際、公正で透明性のある取扱いを保障するために、データ主体に次に掲げる必要な追加的情報を提供するものとする。（中略）
 - (f) プロファイリングを含め、**第22条第1項及び第4項で定める自動化された意思決定の存在**、少なくともそのような状況において、関連する論理について意味ある情報、データ主体に関する当該取扱いの意義及び予測される結果。（後略）

3. GDPRに“Right to Explanation” が存在しないこと

- **第14条 データ主体から個人データを取得しない場合に提供される情報**
 1. 個人データがデータ主体から取得されない場合、管理者は次に掲げる情報をデータ主体に提供しなければならない。（中略）
 2. 第1項で定める情報に加え、管理者は、データ主体に関連する公正で透明性のある取扱いを保証するために必要な次に掲げる情報をデータ主体に提供するものとする。（中略）
 - (g) プロファイリングを含め、**第22条第1項及び第4項で定める自動化された意思決定の存在**、少なくともそのような状況において、関連する論理について意味ある情報、データ主体に関する当該取扱いの意義及び予測される結果。（後略）

3. GDPRに“Right to Explanation” が存在しないこと

- (2) 通知義務を定めるGDPR13条・14条は Right to Explanationを認めているか
 - GDPR13条2項(f)及び14条2項(g)
 - the **existence of automated decision-making**, including profiling, referred to in Article 22(1) and (4) and, at least in those cases, meaningful information about the logic involved, as well as the significance and the envisaged consequences of such processing for the data subject.
 - プロファイリングを含め、**第22条第1項及び第4項で定める自動化された意思決定の存在**、少なくともそのような状況において、関連する論理について意味ある情報、データ主体に関する当該取扱いの意義及び予測される結果。

3. GDPRに“Right to Explanation” が存在しないこと

- (2) 通知義務を定めるGDPR13条・14条は
Right to Explanationを認めているか

- 結論：認めていない

- 通知義務は、データ管理者がデータ主体からデータを
取得する場合の義務を定めたものである。そのため、
システムの機能についての事前の説明義務にしかなら
ないはずである。
- 13条・14条は、22条3項とリンクしていない

3. GDPRに“Right to Explanation” が存在しないこと

- **第15条 データ主体のアクセス権**

1. データ主体は、管理者から当該データ主体に関する個人データを取り扱っているか否か確認を得る権利を持ち、取り扱っている場合、個人データ及び**次に掲げる情報にアクセスする権利を持つ。**

(中略)

- (h) プロファイリングを含め、**第22条第1項及び第4項で定める自動化された意思決定の存在**、少なくともそのような状況において、**関連する論理**について意味ある情報、データ主体に関する当該取扱いの意義及び**予測される結果**。(後略)

3. GDPRに“Right to Explanation”が存在しないこと

- (3) アクセス権を定めるGDPR15条はRight to Explanationを認めているか
 - GDPR15条1項(h)
 - The data subject shall have the right to obtain from the controller confirmation as to whether or not personal data concerning him or her are being processed, and where that is the case, access to the personal data and the following information:
 - (h) the existence of automated decision-making, including profiling, referred to in Article 22(1) and (4) and, at least in those cases, meaningful information about the logic involved, as well as the significance and the envisaged consequences of such processing for the data subject.
 - データ主体は、管理者から当該データ主体に関する個人データを取り扱っているか否か確認を得る権利を持ち、取り扱っている場合、個人データ及び次に掲げる情報にアクセスする権利を持つ。
 - (h) プロファイリングを含め、第22条第1項及び第4項で定める自動化された意思決定の存在、少なくともそのような状況において、関連する論理について意味ある情報、データ主体に関する当該取扱いの意義及び予測される結果。

3. GDPRに“Right to Explanation” が存在しないこと

- (3) アクセス権を定めるGDPR15条はRight to Explanationを認めているか
 - 結論：認めていない
 - 文言解釈上認められない
 - 通知義務と異なり、データ主体が事後の説明を求めることは可能となるが、予測される結果 (“envisaged consequences”) と
いった文言からすると、事前の説明義務にしかならない
 - 自動化された意思決定の存在 (“existence of automated
decision-making”) という文言だけでは、どのように意思決定
されたかまではアクセスできないことになる
 - 関連する論理 (“logic involved”) という文言は、Recital 71の
an explanation of the decision reachedという文言と異なる
 - 1995年のデータ保護指令を考慮しても、関連する論理
 (“logic involved”) についてEU加盟国のコンセンサ
スが得られておらず、「情報を与えられる権利」
 (“Right to be informed”) しかない
 - 営業秘密や知的財産権に制約される
 - 事後の一般的なRight to Explanationには程遠い

4. “Right to Explanation”の 範囲と適用可能性の限界

• 考えられる4つのシナリオ

- 特定の意思決定についてRight to Explanationを課す法律をEU加盟国が制定
- データ管理者が任意にGDPR22条3項及びRecital 71に基づき特定の意思決定のRight to Explanationを認める
- GDPR22条3項が特定の意思決定のRight to Explanationを認めていると解釈される
- GDPR15条のアクセス権が特定の意思決定のRight to Explanationを認めていると解釈される

4. “Right to Explanation”の 範囲と適用可能性の限界

- これらのシナリオでも、一般的に適用可能なRight to Explanationは存在しない
 - GDPR22条の保護が不十分
 - 同条1項の「当該データ主体に関する法的効果をもたらすか又は当該データ主体に同様の重大な影響をもたらすプロファイリングなどの自動化された取扱いのみに基づいた決定」 (“a decision based solely on automated processing, including profiling, which produces legal effects concerning him or her or similarly significantly affects him or her”) の場合にしか与えられない
 - 上記22条1項が適用されない同条2項の事由が不十分
 - (b)の場合（データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な対策が定められた管理者が従うEU 法又は加盟国の国内法によって認められた決定があった場合）については、同条3項の保護は与えられない
 - そもそも22条を権利とみると保護が不十分になる
 - 禁止とみるべき

5. 結論（提案・概要）

- **第22条 プロファイリングを含む自動化された個人意思決定（原文）**
 1. **データ主体**は、当該データ主体に関する**法的効果**をもたらすか又は当該データ主体に同様の**重大な影響**をもたらすプロファイリングなどの自動化された取扱いのみに基づいた決定に服しない**権利を持つ**。
 2. **第1項**は次に掲げるいずれかの決定には**適用されない**。
 - (a) データ主体とデータ管理者間の**契約締結、又は履行に必要な決定**。
 - (b) データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な対策が定められた管理者が従うEU 法又は加盟国の国内法によって認められた決定。
 - (c) データ主体の明示的な同意に基づく決定。
 3. 第2項(a)号及び(c)号で定める状況に関して、データ管理者は、**データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な対策**を実施し、少なくとも管理者側で人を介在させる権利、当該データ主体の観点を表明する権利、及び決定に同意する権利を実施するものとする。
 4. 第2項で定める決定は、第9条第2項(a)号又は(g)号が適用されず、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な対策が機能していないならば、第9条第1項で定める特別な種類の個人データに基づいてはならない。

5. 結論（提案・概要）

- **第22条 プロファイリングを含む自動化された個人意思決定（改正提案）**
 1. **データ管理者**は、当該データ主体に関する**法的効果**をもたらすか又は当該データ主体に同様の**重大な影響**【→「**重大な影響**」が何かを決めるに当たり考慮すべき視点を特定】をもたらすプロファイリングなどの自動化された取扱いのみに基づいた決定又は**主として**当該取扱いに基づいた決定【「主として」でなく**一定の例示**もあり得る】に当該データ主体を服させない**義務を負う**。
 2. 第1項は次に掲げるいずれかの決定には適用されない。
 - (a) データ主体とデータ管理者間の**契約締結、又は履行に必要な決定**【→**明確化する**】。
 - (b) データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な対策が定められた管理者が従うEU 法又は加盟国の国内法によって認められた決定。
 - (c) データ主体の明示的な同意に基づく決定。
 3. 第2項(a)号及び(c)号で定める状況に関して、データ管理者は、**データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な対策**【→**法的拘束力のあるRight to Explanationを明示的に規定**】を実施し、少なくとも管理者側で人を介在させる権利、当該データ主体の観点を表明する権利、及び決定に同意する権利を実施するものとする。
 4. 第2項で定める決定は、第9条第2項(a)号又は(g)号が適用されず、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な対策が機能していないならば、第9条第1項で定める特別な種類の個人データに基づいてはならない。

5. 結論（提案・概要）

- **第15条 データ主体のアクセス権（原文）**

1. データ主体は、管理者から当該データ主体に関する個人データを取り扱っているか否か確認を得る権利を持ち、取り扱っている場合、個人データ及び**次に掲げる情報にアクセスする権利を持つ。**

（中略）

- (h) プロファイリングを含め、**第22条第1項及び第4項で定める自動化された意思決定の存在**、少なくともそのような状況において、**関連する論理**について意味ある情報、データ主体に関する当該取扱いの**意義及び予測される結果**。（後略）

5. 結論（提案・概要）

- **第15条 データ主体のアクセス権（改正提案）**

1. データ主体は、管理者から当該データ主体に関する個人データを取り扱っているか否か確認を得る権利を持ち、取り扱っている場合、個人データ及び**次に掲げる情報にアクセスする権利を持つ**。（中略）

- (h) プロファイリングを含め、第22条第1項及び第4項で定める自動化された意思決定の存在、少なくともそのような状況において、関連する論理について意味ある情報、データ主体に関する当該取扱いの意義及び予測される結果。
【→ “Right to be informed”を定めたものであることを明確化】（後略）

- **以上のほか、データ管理者につき、自動化された意思決定に対する外部監査のメカニズム、又は内部監査の要件を定める**

5. 結論（提案）

- 法的拘束力のあるRight to Explanationを明示的に規定（GDPR22条3項のsuitable measures to safeguardとして）
 - 意思決定の正当性についての情報（特徴の重みづけ、意思決定の樹形図、分類構造、意思決定についての一般的なロジック）の提供をデータ管理者に求める
 - 各EU加盟国が特定の意思決定の説明を義務付ける法律を作ることとも考えられる
 - ただし、イノベーションにとってのリスクについては真剣な検討が必要
- アクセス権を定めるGDPR15条1項(h)の明確化
 - “significance” “envisaged consequences” “logic involved”が不明確
 - “Right to be informed”を定めたものであることを明確化すべき

5. 結論（提案）

- **GDPR22条1項が適用される「自動化された取扱いにのみ基づいた決定」**（“a decision based solely on automated processing”）の**明確化**
 - 人間が関与する時点で「のみ」とはいえないのではないか
 - solely “**or predominantly**”とするか、**一定の例示**をする
- **自動化された意思決定にGDPR22条1項が適用されるために必要な意思決定の「法的効果」「重大な影響」**（“legal effects” “significant effects”）の**明確化**
 - 最低限、**「重大な影響」が何かを決めるに当たり考慮すべき視点を特定**すべき（データ主体・管理者の主観的な観点とするか、外部的な基準によるか）
- **GDPR22条1項の適用を免れる同条2項(a)の「契約締結、又は履行に必要な」**（“necessary for entering into, or performance of, a contract”）**意思決定の明確化**
 - 自動的な意思決定がデータ管理者とデータ主体との間の「契約の締結又は履行に必要な」とであると**管理者が主張すれば**、GDPR22条1項が適用されず**データ主体の権利が弱められる**おそれがある

5. 結論（提案）

- **GDPR22条1項が権利でなく禁止規定であると明確化**
 - **権利**としようとすると**ループホール**ができる
- **営業秘密と釣り合いをとるために、データ管理者につき、自動化された意思決定に対する外部監査のメカニズム、又は内部監査の要件を定める**
 - アクセス権や将来の時点でのRight to Explanationは、営業秘密や知的財産権と衝突する（アクセス権はシステムの機能に限定され、かつデータ管理者の利益保護の観点から制約される）
 - **信頼性のある第三者による（特定の意思決定を含む）検証**が望ましい
 - 営業秘密漏えいのリスクが限定
 - 通常人には検証が困難であるか理解しがたいものについての**監視メカニズム**にもなる
 - **監視を行うためのアルゴリズム**もあり得るか

論文の英国議会への影響

- Alan Turing Institute
 - 上記論文が、下院の、意思決定アルゴリズムの調査のきっかけとなったと述べている
- Oxford Internet Institute
 - 下院の意思決定アルゴリズムの調査が上記論文に基づくのは光栄であると述べている
- 出典
 - Alan Turing InstituteのFloridi教授のウェブページを開くと閲覧できる内容のうち、“Latest News”欄の、今年1月27日及び2月28日のニュース
 - https://apac01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.turing.ac.uk%2Fresearch_projects%2Fdata-ethics-group-deg%2F&data=02%7C01%7CChiroyuki_sanbe%40aplw.jp%7C2b77292009ec4325f31908d48ad9c516%7C04871a1a062643bb8baf947e94b8ec73%7C1%7C0%7C636286115327279977&sdata=dfc21yMTEIq%2BKoDrJssHfsgBo7GmXq93yqTyrArHI%3D&reserved=0
 - Alan Turing Institute及びOxford Internet Instituteがそれぞれ下院に提出した意見書の各“I. Introduction”
 - <http://data.parliament.uk/writtenevidence/committeeevidence.svc/evidencedocument/science-and-technology-committee/algorithms-in-decisionmaking/written/69165.pdf>
 - <http://data.parliament.uk/writtenevidence/committeeevidence.svc/evidencedocument/science-and-technology-committee/algorithms-in-decisionmaking/written/69003.pdf>

英国下院の意見募集

- 英国下院科学技術委員会

- 意思決定に係るアルゴリズムの利用に関する公的な意見募集を行い始めた

- 着目する問題点

- アルゴリズムがどのように構築されるのか
- アルゴリズムの誤りや是正の範囲
- アルゴリズムが個人に及ぼし得る影響
- 人々がアルゴリズムの意思決定を理解しこれに異を唱える能力 などについて

- 出典

- 下院のウェブページ

- <https://apac01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.parliament.uk%2Fbusiness%2Fcommittees%2Fcommittees-a-z%2Fcommons-select%2Fscience-and-technology-committee%2Fnews-parliament-2015%2Falgorithms-in-decision-making-inquiry-launch-16-17%2F&data=02%7C01%7CChiroyuki.sanbe%40aplaw.jp%7C2b77292009ec4325f31908d48ad9c516%7C04871a1a062643bb8baf947e94b8ec73%7C1%7C0%7C636286115327279977&sdata=D4VVj446XzTA37e1hfQ%2Bg3YYI2tNRCNm9p92%2BdoXe7c%3D&reserved=0>

英国下院の意見募集

- **募集した意見の内容**
 - 意思決定に係るアルゴリズムの利用の範囲、リスク・機会
 - 「グッドプラクティス」
 - バイアスや差別を発見し対処することができるか
 - 透明性及びアカウントビリティ、人々がアルゴリズムの意思決定を理解し又はこれに異を唱えることができる範囲
 - 透明性との関連で、著作権、商業上のセンシティブな事項、個人データの保護
 - **GDPRに規定される権利のような、アルゴリズムによる意思決定を規制上監視する方法**
- **意見募集は4月21日で締め切られ、本書執筆時点では、提出された47件の意見・情報が公表されている**
 - 今後どのようなスケジュールで何が行われるかは明らかにされていない
- 出典
 - 下院のウェブページ
 - <https://apac01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.parliament.uk%2Fbusiness%2Fcommittees%2Fcommittees-a-z%2Fcommons-select%2Fscience-and-technology-committee%2Fnews-parliament-2015%2Falgorithms-in-decision-making-inquiry-launch-16-17%2F&data=02%7C01%7CChiryuki.sanbe%40aplav.jp%7C2b77292009ec4325f31908d48ad9c516%7C04871a1a062643bb8ba947e94b8ec73%7C1%7C0%7C636286115327279977&sdata=D4Vj446XzTA37e1hfQ%2Bg3YI2tNRCNm9p92%2BdoXe7c%3D&reserved=0>
 - <https://www.parliament.uk/business/committees/committees-a-z/commons-select/science-and-technology-committee/inquiries/parliament-2015/inquiry9/publications/>

ご清聴ありがとうございました

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

弁護士 三部 裕幸

(第二東京弁護士会所属)

E-Mail: hiroyuki.sanbe@aplaw.jp

Tel: 03-5501-2276